

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB が他の企業に対する持分の開示に関する新基準を公表

目次

- 新基準書
- 重要な判断および想定
- 子会社に対する持分
- ジョイント・アレンジメントおよび関連会社に対する持分
- 非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分
- 情報の集約

要点

- IFRS 第 12 号は、子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社、または非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分を有する企業に対して適用される。
- IFRS 第 12 号は、開示目的を定め、本開示目的を満たすために企業が提供しなければならない最低限の開示を定めている。
- 企業は、他の企業に対する持分の性質およびそれらに係るリスク、並びにそれらの持分が企業の財務諸表に与える影響についての財務諸表の利用者の評価を助ける情報を開示しなければならない。
- 開示要求は広範囲に及び、必要な情報を収集するために相当な労力を要する可能性がある。
- IFRS 第 12 号の発効日は 2013 年 1 月 1 日であるが、本発効日より前に、新しい開示を企業の財務諸表に取り入れることが認められる。

新基準書

2011 年 5 月 12 日、国際会計基準審議会 (IASB) は、子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社、および非連結のストラクチャード・エンティティに対する企業の持分に関連する詳細な開示を要求する、IFRS 第 12 号「他の企業に対する持分の開示」を公表した。企業は、他の企業に対する持分の性質およびそれらに係るリスク、並びにそれらの持分が企業の財務諸表に与える影響についての財務諸表の利用者の評価を助ける情報を開示しなければならない。IASB は、また、IFRS 第 12 号の公表と同時に以下を公表した。

- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(詳細については別の IFRS in Focus を参照)

- IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」(詳細については別の IFRS in Focus を参照)
- IAS 第 27 号(2011 年改訂)「個別財務諸表」は、IFRS 第 10 号の公表に伴い改訂されたが、個別財務諸表についての現行ガイダンスは維持されている。
- IAS 第 28 号(2011 年改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」は、IFRS 第 10 号および IFRS 第 11 号の公表による変更に従い改訂されている。

「5 つのパッケージ」中の各基準書の発効日は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度であり、「5 つのパッケージ」の基準書のすべてを早期適用する場合に、早期適用が認められる。しかし、企業は、IFRS 第 12 号を(したがって、「5 つのパッケージ」の他の基準書も)早期適用することなく、IFRS 第 12 号の開示要求を財務諸表に取り入れることが認められる。

IFRS 第 12 号は、現在はいくつかの基準書に含まれている、他の企業に対する持分に関する開示要求を統合することを意図しており、多くの分野で開示要求を追加している。

重要な判断および想定

企業は、他の企業に対する支配、共同支配、または重要な影響力を有しているのかどうかについて決定する、およびアレンジメントが別個の事業体を通して組成される場合のジョイント・アレンジメントの種類について決定する際の重要な判断および想定に関する情報を開示しなければならない。企業は、また、事実と状況の変化が報告期間中に企業の結論に影響を与える場合にも、それらの開示を行わなければならない。

見解

本基準書は、開示が要求される判断および想定 of 例示を提供している。これらの例示(これには、企業の議決権の過半数を有していても支配とはならない、または反対に、議決権の半数に満たなくても支配が達成されるという結論に至った根拠が含まれる)は、議決権と企業に対する影響力の水準の間の想定した相関関係からの乖離を説明する場合に、特に留意しなければならないことを明確にしている。

子会社に対する持分

親会社である企業は、以下に関する情報を開示しなければならない。

- グループの構成
- 非支配持分(重要な非支配持分を有する子会社それぞれの要約財務情報を含む)
- 子会社の資産にアクセスするまたは資産を利用する、および負債を決済する親会社の能力に関する重要な制限

- 連結されたストラクチャード・エンティティに対する持分に関連するリスクの性質およびその変動
- 報告期間中の支配の喪失を生じる、または支配の喪失を生じない所有持分の変動の影響

子会社の財務諸表が、連結財務諸表と異なる日付または異なる期間のものである場合にも、開示が要求される。

ジョイント・アレンジメントおよび関連会社に対する持分

企業は、ジョイント・アレンジメントおよび関連会社に対する持分の性質、範囲および財務上の影響に関する情報を開示しなければならない。これには、ジョイント・アレンジメントの他の当事者、または関連会社に対して持分を有する他の投資企業との契約上の関係についての情報が含まれる。企業は、また、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社に対する持分に関連するリスクの性質およびその変動も開示しなければならない。

非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分

IFRS 第 12 号は、ストラクチャード・エンティティを、「議決権または類似する権利が、誰が企業を支配するかを決定するための有力な要因とはならないように設計された事業体(entity)」と定義している。ストラクチャード・エンティティの例には、証券化ビークル、アセット・バックのファイナンス、および特定の投資ファンドが含まれる。

本基準書は、非連結のストラクチャード・エンティティに対する企業の持分の性質および範囲、並びにこれらの持分に関連するリスクについて、財務諸表の利用者の理解を助けるために、以下を含む詳細な開示を要求している。

- ストラクチャード・エンティティの性質、目的、サイズ、および活動
- ストラクチャード・エンティティの資金調達の方法
- 非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分に関連する資産および負債の帳簿価額、並びに当該帳簿価額と持分から生じる損失の最大エクスポージャーとの比較の方法
- 契約上の義務はないが、企業が非連結のストラクチャード・エンティティに対して提供した支援(そのような支援を提供した理由を含む)

見解

連結に関するプロジェクトの一部として、IASB は、金融機関が証券化または投資ビークルのような事業体を自ら設立、または促進したため、それらに資金調達や他の支援を提供したという金融危機の間に生じた事例を検討した。金融機関は、それらの事業体が失敗し、評判の失墜に直面することを認めるのではなく、むしろ自らが介入し、場合によってはビークルを支配した。

IFRS 第 10 号の要求を最終基準書化する際に、IASB は、この類の「評判リスク」は、それ自身では企業を連結するための適切な根拠ではないことを決定した。しかし、IFRS 第 12 号に含まれる非連結のストラクチャード・エンティティに

関する開示要求は、一部は、評判リスクに対する企業のエクスポージャーの評価を助けるように設計された。

情報の集約

IFRS 第 12 号は、多くの分野において詳細な情報(例えば、重要なジョイント・アレンジメントそれぞれおよびグループにとって重要な非支配持分を有する子会社それぞれに関する情報)を要求しており、子会社、ジョイント・ベンチャー、ジョイント・オペレーション、関連会社、および非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分に関する情報を、区分表示することを要求している。しかし、IFRS 第 12 号は、これらの企業のカテゴリの中で、一部情報の集約を認めている。

本基準書は、開示を通して提供される詳細の水準は、財務諸表の利用者の必要性を満たすものでなければならないが、利用者にとって役に立たないほど過度に詳細なものとならないことを要求している。企業は、提供される情報が曖昧なものにならない限りにおいてのみ、情報を集約することが認められる。

見解

適切な集約の水準を検討する際に、IFRS 第 12 号は、企業の全体的な重要性ばかりでなく、個別の企業のリスクおよびリターンに関する定性的および定量的な情報についても検討することを示している。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。